

別段の面積に係る下限面積について

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の地域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で、農林水産省令で定めるところにより、別段の面積を公示したときは、農地法第3条第2項第5号及び同法施行規則第17条第2項の規定に基づき、別段の面積に係る下限面積として設定できることとなっております。

藤里町農業委員会では、藤里町の下限面積（別段の面積）の設定について、平成26年8月4日開催の農業委員会総会において審議し、8月5日付で下記のとおり公示しました。

☆ 別段の面積に係る下限面積 ☆

下限面積	設定区域
10アール	藤里町全域

☆ 下限面積の設定理由 ☆

新規就農者受け入れ促進により、農地の有効利用を図るとともに、耕作放棄地発生の未然防止を資するために設定したものです。